

3. 提供するサービスの利用料金について

(1) 基本料金 施設種別: 基本型

	多床室		従来型個室(1人部屋)	
	単位/日	円/日	単位/日	円/日
要介護1	793	851	717	769
要介護2	843	904	763	818
要介護3	908	974	828	888
要介護4	961	1031	883	947
要介護5	1012	1085	932	1000

(2) 加算

加算名	単位	円	特記	
夜勤体制加算	24	26	1日につき	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258	277	1回につき(入所後3ヵ月以内)	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200	215	1回につき(入所後3ヵ月以内)	
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	240	258	1回につき(入所後3ヵ月以内)	
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	120	129	1回につき(入所後3ヵ月以内)	
認知症ケア加算	76	82	1日につき	
若年性認知症利用者受入加算	120	129	1日につき	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51	55	1日につき	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51	55	1日につき	
外泊時費用	362	389	1日につき(月に6回まで)	
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	800	858	1日につき(月に6回まで)	
ターミナル ケア加算	ターミナルケア加算(死亡日)	1900	2037	1日につき
	ターミナルケア加算(2~3日)	910	976	1日につき
	ターミナルケア加算(4~30日)	160	172	1日につき
	ターミナルケア加算(31~45日)	72	78	1日につき
初期加算(Ⅰ)	60	65	1日につき	
初期加算(Ⅱ)	30	33	1日につき	
退所時栄養情報連携加算	70	76	1月につき	
再入所時栄養連携加算	200	215	1回のみ	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450	483	1回のみ	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480	515	1回のみ	
協力医療機関連携加算(Ⅰ)(R6年度まで)/月	100	108	1月につき	
協力医療機関連携加算(Ⅰ)(R7年度から)/月	50	54	1月につき	
協力医療機関連携加算(Ⅱ)(R7年度から)/月	5	6	1月につき	
栄養マネジメント強化加算	11	12	1日につき	

退所時等 支援等加算	試行的退所時指導加算	400	429	1回のみ
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	500	536	1回のみ
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250	268	1回のみ
	入退所前連携加算(Ⅰ)	600	644	1回のみ
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400	429	1回のみ
	訪問看護指示加算	300	322	1回のみ
経口移行加算/180日以内		28	31	1日につき
経口維持加算	経口維持加算(Ⅰ)	400	429	1月につき
	経口維持加算(Ⅱ)	100	108	1月につき
口腔衛生 管理加算	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	97	1月につき
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	118	1月につき
療養食加算(1食)		6	7	1回につき(1日3食まで)
かかりつけ 医療連携薬剤 調整加算	かかりつけ医療連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140	151	1回のみ
	かかりつけ医療連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70	76	1回のみ
	かかりつけ医療連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240	258	1回のみ
	かかりつけ医療連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100	108	1回のみ
緊急時施設 療養費	緊急時治療管理	518	556	月に3回まで
	特定治療	—	—	医療診療報酬点数表の単位数
所定疾患 施設療養費	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239	257	月に7日まで
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480	515	月に10日まで
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3	4	月に10日まで
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4	5	1日につき
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)		150	161	1月につき
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		120	129	1月につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200	215	1日につき
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)		53	57	1月につき
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)		33	36	1月につき
褥瘡マネジ メント加算(イ(1)、 ロ(1)を算定す る場合のみ)	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	4	1月につき
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	14	1月につき
排せつ支援加 算	排せつ支援加算(Ⅰ)	10	11	1月につき
	排せつ支援加算(Ⅱ)	15	17	1月につき
	排せつ支援加算(Ⅲ)	20	22	1月につき
自立支援推進加算		300	322	1月につき
科学的介護 推進体制加算	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	43	1月につき
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60	65	1月につき

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		10	11	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		5	6	1月につき
安全対策体制加算		20	22	1回のみ
新興感染症等施設療養費		240	258	1月につき(1回5日まで)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		100	108	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10	11	1月につき
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	24	1日につき
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	20	1日につき
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	7	1日につき
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位×39/1000		1月につき(令和6年5月31日まで)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位×29/1000		1月につき(令和6年5月31日まで)
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位×16/1000		1月につき(令和6年5月31日まで)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位×21/1000		1月につき
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位×17/1000		1月につき
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位×8/1000		1月につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位×75/1000		1月につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位×71/1000		1月につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位×54/1000		1月につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位×44/1000		1月につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位×67/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位×65/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位×63/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位×61/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位×57/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位×53/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位×52/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位×46/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位×48/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位×44/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位×36/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位×40/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位×31/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位×23/1000		1月につき(令和7年3月31日まで)